

(別紙)

主 張 整 理 表

1 被告補助参加人 A 関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	(主張なし)	
研修費	◆56分勉強会 全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。 ◆人権交流集会 Aと密接な関係にある全国部落解放運動連合会及び全国地域人権運動総連合会(九州ブロック協議会)が主催した交流学习会への出席は、政党活動であって、調査研究活動ではない。	県政の諸問題について諸分野で活躍している者の講演を聴くことは会派の政務調査活動である。食事の提供は、勉強会の充実成功のため、やむを得ないものである。 左記交流学习会は、憲法と基本的人権、部落解放運動、同和行政等の取組み等についての報告、討議等であり、会派としてなした人権等についての調査研究活動である。
会議費	(主張なし)	
資料作成費	コピー代やインクカートリッジ代には議会での発言原稿や配付資料、県に対する申入書類等の作成分が含まれているうえ、議員控室ではマスコミ対応や電話番等もなされており、これらは調査研究活動とはいえないから、調査研究活動に基づく支出といえるのは2分の1のみである。	コピーやインクジェットプリンタは、いずれも調査研究のための文書作成、資料収集、議会での発言原稿(これも調査研究活動に含まれる。)等の目的で利用したものであって、調査研究活動に基づくものである。M議員は、政治活動用の事務所を別に構えており、議会党内の事務所を政党活動に使用していない。
資料購入費	◆書籍代 「c幻燈譜」「cにつぼん村へ」の購入は議員又は事務職員の個人的購入であると考えるのが自然である。納品書の宛名は「(P)様」、請求書のそれは「A様」であって、会派の政務調査活動として購入されたものではない。 ◆新聞購読料 会期中のみの一般紙の購読は、調査研究活動としてされたものではない。Q新聞やa民報は政務調査活動ではなく、議員ないし党員としての購入である。R新聞やS新聞は、政策立案のための資料であれば、政務調査活動が含まれており、按分すべきである。 他紙についても、仮に政務調査活動が含まれているのであれば、按分すべきである。 ◆パンフ資料代 男女共同参画社会の実現のための資料であれば、当然、政務調査活動以外の活動が含まれているから、政務調査活動に基づく支出は、2分の1のみである。	cの町作りや観光、市町村合併等についての調査研究や政策立案のための資料であり、その購入は会派の調査研究活動である。納品書の宛名は、連絡先にすぎない。 政治情勢や国・地方自治体の動きや問題点(中小企業問題や平和問題などを含む。)等を把握し、県政における調査研究や政策立案のための資料となるものであり、その購入は会派の調査研究活動である。 男女共同参画社会の実現に関する調査研究のための資料として会派が購入したものであって、その購入は会派の調査研究活動である。

	◆a生活と健康を守る会新聞、T購読料 上記新聞代領収書の宛名が「M県議」であるから、会派の活動ではない。また、上記両者はいずれもAを支援する団体であり、政務調査活動としての支出であるとはいえない。	いずれも会派で購入したものであり、県政における調査研究や政策立案（後者は障害者施策に関するもの。）のための購入であって、会派の調査研究活動である。左記各団体は政治的に中立な団体である。領収書の宛名は標記補助参加人として、唯一の所属議員であるM県議を記載したものである。
広報費	調査研究活動以外については、議員の行う広報活動に要するものであっても、政務調査費からの支出が許されない。ウェブサイトや県議団ニュースには調査研究内容が含まれていないから、その作成等に要した費用を政務調査費から支出してはならない。	ウェブサイトや県議団ニュースを通じて会派の調査研究活動や議会活動、県政の問題点等を住民に知らせ、住民から県政に対する意見や要望、情報提供を求めることは、調査研究に密接に関連する活動である。
事務費	◆コピー代、通信運搬費、文具代、庁舎管理費 2分の1は政務調査費から支出が許される。	いずれも会派が行う調査研究の事務遂行に必要な費用である。事務所は調査研究活動のための使用しているから、按分は不要である。
	◆名刺代 一般の議員活動に用いられるものであって、調査研究活動によるものではない。	調査研究補助をする職員が身分や連絡先等を明らかにし、同活動をするための支出である。
人件費	事務職員は調査研究活動以外の議員活動や政党についての活動を補助しているから、政務調査費から支出が許されるのは、2分の1に限られる。	会派が補助職員を常時雇用しており、議員の調査研究活動の補助に専念しているものであって、そのための費用も調査研究活動の費用である。
18年4月の支出	会計年度が異なる支出であるから、返還すべきである。	発生原因が年度内であれば当該年度の政務調査費から支出してよいとの慣例があった。

2 被告補助参加人B関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	◆領収書等のないもの 全て違法である。 地方自治法、a県政務調査費の交付に関する条例及びa県政務調査の支給に関する規程は、証拠書類の徴求・保管が容易なものまで定額支給とすることを許していないから、一部定額制がとられているものも同様に違法である。 また、平成20年度の領収書は、平成17年度の支出の適法性の裏付けとはならない。	◆電話料及び旅費 電話料として毎月3万円を支給しているところ、このような定額支給方式をとることは、経費節減が図れる等の合理性があるから、適法である。毎月3万円の支給が相当であったことは、平成20年度の支出によっても裏付けられている。 また、県議会の本会議や委員会出席旅費の支出基準及び調査研究活動に必要な諸費用を斟酌して会派が定めた基準により、旅費や研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所の賃料、水道光熱費、人件費、事務用品費等の費用をすべて旅費として支給しており、現実に出費する額よりも少なくなることからすれば、合理的である。
	◆a県自治体政策調査研究協議会宛の領収書があるもの 標記被告補助参加人による支出でないから、会派の活動といえず、違法である。	この名義によっているのは、対外的調査を行う場合にはこの名義を使用するとの県の事務処理方針に基づいたからである。この名義の構成員は標記補助参加人の構成員と同一である。
	◆自治センター会費（17年12月14日） 調査研究活動と関連性がない。	左記センターは、自治体政策の調査研究を行う公益的組織であり、そこからの情報提供やそこにおける学習会の開催等は、標記補助参加人の議員の調査研究のために不可欠である。
	◆A1住宅地図（18年4月10日） 後記のとおり会計年度が異なるほか、所属議員の選挙区分に関する地図であるから、議員の選挙活動に関する資料の購入費であって、調査研究活動によるものではない。	後記のとおり17年度の購入であるほか、調査研究活動には選挙区内の有権者からの意見聴取等も含まれるから、選挙区分に関する地図であるから調査研究活動に無関係であるとはいえない。この地図は、会派に常備されたものである。
研修費	◆領収書等のないもの すべて違法である。	
	◆a県自治体政策調査研究協議会宛の領収書があるもの 標記補助参加人による支出でないから、会派の活動といえず、違法である。	
	◆56分勉強会 全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。	全会派が参加しているとしても、標記補助参加人所属議員の研修であることに変わりない。昼食代も社会通念を逸脱する高額なものではないから、支出が認められる。
会議費	すべて領収書がないから、違法である。	上記のとおり、基準に基づき、旅費として支給しているものであって、政務調査費からの支出は適法である。

資料作成費	◆コピー代 コピー代には議会での発言原稿や配付資料, 県に対する申入書類等の作成分が含まれており, これらは調査研究活動とはいええないから, 調査研究活動に基づく支出といえるのは2分の1のみである。	すべて調査研究に関するものであるから, 按分の必要はない。
	◆農林統計協会費（17年8月16日） 調査研究活動と無関係である。	農林統計協会は農林業の統計に関する公的団体であり, 時機に応じた資料提供を受けている。これは調査研究の一翼を担う活動に関する会費である。
資料購入費	◆書籍代 「D1」3冊（17年11月2日）は, 政務調査費からの支出は1冊のみ認められるべきである。 全国同和人権促進会（17年4月26日）は, 振込額が5万2500円であって, 書籍代として高額であることや, 振込明細書上, 書籍代か否か不明であることなどからすれば, 調査研究活動との関連性が不明である。 「E1」は, 政務調査費からの支出は1冊のみ認められるべきである。 C1（17年6月22日, 18年2月20日）は, いずれもG1個人を宛先とするものであるから, 会派としての活動に基づく支出ではない。	左記文献は, 標記補助参加人の所属議員が6人であるために複数冊購入したものである。 左記文献は, 人権政策に関する文献であり, 当然に政務調査費から支出されるべきものである。 左記文献は, 共用分のほか, 所属議員6名が常備すべき本であるから, その支出は適法である。 左記追録に関する宛先は, G1が窓口となって対応したからにすぎない。
	◆新聞購読料 市民が通常的生活費から購入する新聞を政務調査費から支出することは違法である。また, 会期中のみの一般紙の購読は, 調査研究活動としてされたものではない。	新聞は, 調査研究における基本的な情報源であるから, 開会時における購読も含めて適法である。なお, 議員個人の自宅用については, 当然, 自費で購読している。また, J1新聞の発行元である日本J1党は支持母体ではないから, 同新聞の購読は同党に対する寄付ではない。
広報費	調査研究活動以外については, 議員の行う広報活動に要するものであっても, 政務調査費からの支出が許されない。会報は会派の政策の広報にすぎないから, その作成等に要した費用を政務調査費から支出してはならない。	会報は, 議会報告により県政一般を広く県民に知らしめ, 県政についての意見を聴取されるために発行されるものであるから, 調査研究の手段である。
事務費	◆領収書等のないもの（500円） 違法である。	
	◆切手代 大量発送時の切手は支持者に対する案内等であると考えるのが常識的であるから, 政務調査費の支出は認められない。 切手113枚（17年8月9日）は, 調査研究活動に使われるものとそれ以外の活動に使われるものとが混在しているから, うち2分の1のみが調査研究活動に用いられるものと認めるべきである。	切手代は広報に関するものであるところ, 議会報告等を行って県民から意見を聴取するためのものであるといえるから, 調査研究活動に基づく。 切手113枚については, すべて調査研究活動に基づく支出であって, 按分の必要はない。

	◆文具代、インク代、インターネット接続料、電話料金、書庫代 調査研究活動に使われるものとそれ以外の活動に使われるものが混在しているから、うち2分の1のみが調査研究活動に用いられるものと認めるべきである。	すべて調査研究活動に用いられるものであって、按分の必要はない。
	◆デジタルカメラ 資産の形成であって経費ではないほか、調査研究活動との関係が不明確であるから、政務調査費の支出は認められない。	このデジタルカメラは現地調査を行う際に使用されたものであり、当然に政務調査費からの支出が認められるべきものである。
	◆ウェブサイト管理料 17年度当時、標記補助参加人のウェブサイトは存在しなかった。したがって、会派のウェブサイトではなく、議員個人のウェブサイトの保守料であるから、政務調査費からの支出は認められない。	ウェブサイトは、会派の一員として県民に対して議会報告等を行い、県民からの意見を聴取するためのものであるから、実質的には会派としての政務調査活動に資する。
	◆デジタルカラー複合機 17年度の支出でないうえ、資産の形成であって、調査研究活動との関連性がない。	調査研究資料のコピーのために会派として購入したものである。なお、共用コピー機は、この複合機で対応できない場合に使用した。
人件費	一部（期末手当に伴う社会保険料）につき領収書がないし、事務職員は調査研究活動以外の議員活動や政党についての活動を補助しているから、政務調査費から支出が許されるのは、2分の1に限られる。	領収書は添付している（甲B1〔17年7月21日付け領収証書の12万3707円及び18年1月20日付け領収証書の13万7963円に含まれている。〕）。 事務職員は専ら調査研究活動に従事しているから、按分すべきでない。
18年4月の支出	会計年度が異なる支出であるから、返還すべきである。また、予算消化目的での購入であることもうかがわれる。	17年度中に購入等したものであるから、返還の必要はない。

3 被告補助参加人C関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	① 旅費の支給基準が不当であるし、移動距離の測定も正確でないうえ、各移動の裏付け資料もない。 ② 議員個人が作成した請求書や領収書に基づく支出であり、実際に経費として支出があったか否かの裏付けがなく、実際に生じうる旅費を大幅に超える金額が支給されているから、明らかに日当である。 ③ なお、平成20年度の領収書は、平成17年度の支出の適法性の裏付けとはならない。	県議会の本会議や委員会出席旅費の支出基準及び調査研究活動に必要な諸費用を斟酌して会派が定めた基準により、旅費や研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所の賃料、水道光熱費、人件費、事務用品費等の費用をすべて旅費として支給しており、現実に出費する額よりも少なくなることからすれば、合理的である。
研修費	◆56分勉強会 一部につき領収書がないし、全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。 ◆議会傍聴者弁当代 後援会の会員を傍聴させ、弁当を供与していることから、違法な後援会活動というべきである。	全会派が参加しているとしても、標記補助参加人所属議員の研修であることに変わりない。昼食代も社会通念を逸脱する高額なものではないから、支出が認められる。 地域住民に議会を傍聴してもらい、そのうえで同住民の意見や要望等を調査して政策立案等の参考にすることは調査研究活動であるところ、その際の弁当支給は社会通念上行われているし、額も僅少であるから、適法な支出である。
会議費	調査研究費①②と同様の理由で違法である。	上記のとおり、基準に基づき、旅費として支給しているものであって、政務調査費からの支出は適法である。
資料作成費	◆月1万円の支給 調査研究費②③と同様の理由で違法である。 ◆コピー代 コピー代には議会での発言原稿や配付資料、県に対する申入書類等の作成分が含まれており、これらは調査研究活動とはいえないから、調査研究活動に基づく支出といえるのは2分の1のみである。 ◆北欧旅行に関する写真代、報告書印刷代 政務調査費と異なる議会費による視察旅行について写真代等が政務調査費から支出されるのは不合理であり、調査研究活動との関連性も不明であって、違法である。	調査研究に必要な資料等について、印刷代や原稿料、写真代、コピー代等を打切り経費として支給しているものであるから（実際には月1万円以上かかっている。）、合理性がある。 すべて調査研究に関するものであるから、按分の必要はない。 視察旅行の内容が有意義であったために、参加できなかった議員を含めて報告会を行い、また、報告書を作成して県民に配布する等の調査研究活動をした際に要した写真代や印刷代である。

資料購入費	◆月 2 万円の支給 調査研究費②③と同様の理由で違法である。	調査研究に必要な新聞や雑誌、図書、ビデオ等の資料購入費用を打切り経費として支給しているものであるから（実際には月 2 万円以上かかっている。）、合理性がある。
	◆書籍代 「E1」は、政務調査費からの支出は 1 冊のみ認められるべきである。	所属議員 4 名が常備すべき本であるから、その支出は適法である。
	◆新聞購読料 市民が通常的生活費から購入する新聞を政務調査費から支出することは違法である。また、会期中のみの一般紙の購読は、調査研究活動としてされたものではない。	新聞は、調査研究における基本的な情報源であるから、開会時における購読も含めて適法である。なお、議員個人の自宅用については、当然、自費で賄っている。
広報費	調査研究活動以外については、議員の行う広報活動に要するものであっても、政務調査費からの支出が許されない。会報は会派の政策の広報にすぎないから、その作成等に要した費用を政務調査費から支出してはならない。	会報は、議会報告により県政一般を広く県民に知らしめ、県政についての意見を聴取するために発行されるものであるから、調査研究の手段である。
事務費	◆月 3 万円の支給 調査研究費②③と同様の理由で違法である。	調査研究に必要な電話代、インターネット接続料、事務用品費等を打切り経費として支給しているものであるから（実際には月 3 万円以上かかっている。）、合理性がある。
	◆コーヒー代 調査研究活動と関連がないことは明らかである。	所属議員による会議や市民等の面談等の際にコーヒーを出すこともあるから、政務調査費からの支出は認められる。
人件費	（主張なし）	
18 年 4 月の支出	（主張なし）	

4 被告補助参加人D関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	旅費に人件費を含むなど旅費支給基準が不当であること、各用務地への移動距離が不明であることのほか、議員個人が作成した請求書や領収書に基づく支出であり、実際に経費として支出があったか否かの裏付けがないし、実際に生じ得る旅費を大幅に超える金額が支給されているから、明らかに日当である。	県議会の本会議や委員会出席旅費の支出基準及び調査研究活動に必要な諸費用を斟酌して会派が定めた基準により、旅費や昼食代、会場費、事務所の賃料、水道光熱費、人件費等の費用をすべて旅費として支給しており、現実に出費する額よりも少なくなることからすれば、合理的である。
研修費	◆日当（17年4月22日e旅行、18年2月27日j旅行） 調査研究活動に係る経費でない。 また、交通費及び宿泊費については裏付けがなく、また、特別車両料及び土産代と思われる旅行雑費については必要性がないから、すべて違法である。	e旅行とされているものはe地域における研修であり、j旅行とされているものは県庁や九州経済団体連合会で研修をしたものであり、いずれも調査研究活動である。
	◆食事代・土産代 議会傍聴者の弁当代、視察研修会における食事代及び視察先への土産代はいずれも違法である。	地域住民に議会を傍聴してもらい、そのうえで同住民の意見や要望等を調査して政策立案等の参考にすることは調査研究活動であるところ、その際の弁当支給は社会通念上行われているし、額も僅少であるから、適法な支出である。 左記研修会についても、額が僅少であること等からすれば、適法である。
	◆56分勉強会 一部につき領収書がないし、全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。	全会派が参加しているとしても、標記補助参加人所属議員の研修であることに変わりない。昼食代も社会通念を逸脱する高額なものではないから、支出が認められる。
会議費	議員の日当か、傍聴者の弁当代にすぎないし、上記のとおり旅費支給基準も不当であるから、いずれも政務調査費からの支出は認められない。	上記のとおり、基準に基づき、旅費として支給しているものであって、政務調査費からの支出は適法である。弁当の支出は、社会通念上行われることであるし、額が僅少でもあるから、適法である。
資料作成費	◆領収書等のないもの すべて違法である。	議員1人当たり月1万円を定額支給している。会派が認めた政策推進又は調査研究に必要な資料を打切り支給しているものであって（実際には月1万円以上かかっている。）、合理的な支出である。
	◆海外視察報告書印刷代 政務調査費と異なる議会費による視察旅行について写真代等が政務調査費から支出されるのは不合理であり、調査研究活動との関連性も不明であって、違法である。	視察旅行の内容が有意義であったために、参加できなかった議員を含めて報告会を行い、また、報告書を作成して県民に配布する等の調査研究活動をした際に要した写真代や印刷代である。

資料購入費	◆領収書等のないもの すべて違法である。	調査研究に必要な新聞や雑誌、図書、ビデオ等の資料購入費用を打切り経費として支給しているものであるから(実際には月2万円以上かかっている。), 合理性がある。
	◆書籍代(17年5月17日) 領収書等が「J2(D)」宛であるから、同議員個人に関する支出であって、会派としての支出でない。	図書の購入費用をJ2が立替払いしたものであって、実質的には会派として購入したものである。
	◆会派控室備品(17年12月12日) ディスカウント量販店(K2)で購入した備品と調査研究活動との関連性が不明であるし、備品が資料購入費に当たると考えることは困難である。	議員控室のコピー用紙等の事務用品を購入したものであるから、政務調査費から支出すべきものである。
広報費	◆会報発行費用 領収書の宛先において、K後援会事務所宛等のものと標記被告補助参加人宛のものが別に発行されていることからして、会報は、会派の政策の広報や各議員の選挙活動のために発行されたにすぎないから、その作成等に要した費用を政務調査費から支出してはならない。	会報は、議会報告により県政一般を広く県民に知らせ、県政についての意見を聴取されるために発行されるものであるから、調査研究の手段である。領収書の宛名については、各所属議員の事務所において立替払いをしたことによるものである。
	◆印刷代(17年6月6日, 18年2月23日, 18年3月15日) いずれも会報発行費用ではないところ(会報発行費用については会報の写しを証拠書類に保存しているが、これらについてはそうっていない。), 印刷代と調査研究活動との関係が不明であるから、違法である。	いずれも会報の追加印刷をした際のものであって、まさしく政務調査活動に関する支出である。
	◆印刷代(17年8月16日) 領収書が「L2」宛であって、会派に対するものではないし、上記と同様に違法である。	会報の追加印刷をした際の支出であるが、個人が立替払いをしたものであって、実質的には会派からの支出である。
	◆郵便代(18年1月1日) 日付や、4148通もの大量の郵便であること、同一の郵便区内のものであることからすれば、議員の年賀状の切手代であるから、調査研究活動とは無関係であって、違法である。	すべて会報発行郵送料であって適法である。
	◆葉書代(17年7月20日) 使途が不明であるから、違法である。	
事務費	◆月3万円の支給 事務費名目の手当であって、違法である。	調査研究に必要な電話代、インターネット接続料、事務用品費等を打切り経費(月3万円)として支給しているものであるから(実際には月3万円以上かかっている。), 合理性がある。
	◆コピー代、インターネット接続料、インク代、コピー用紙、プリンタカートリッジ等 コピー代等は調査研究活動とはいえないが含まれているから、調査研究活動に基づく支出といえるのは2分の1のみである。	すべて調査研究に関するものであるから、按分の必要はない。

	◆議会開催時新聞購読料 市民が通常の生活費から購入する新聞を政務調査費から支出することは違法である。また、会期中のみの一般紙の購読は、調査研究活動としてされたものではない。 さらに、この費用は事務費に当たらない。 ◆雑誌・書籍購入代金 事務費に当たらない。 受領証（17年9月22日、18年2月7日）には「県議会控室用雑誌」と記載されているが、控室の暇つぶし用の雑誌は調査研究活動と無関係である。 ◆写真代 事務費に当たらない。また、調査研究活動との関連性が不明である。 ◆印刷業者による領収書 領収書が議員個人である「J2」宛であることや、印刷業者の領収書であるのに「コピー用紙」の領収書は明らかに不合理であることからすれば、政務調査費からの支出は認められない。 ◆日付もただし書もない領収書（987円） 支出命令書にも使途が記載されておらず、調査研究活動との関連性が不明であって、違法である。 ◆コーヒー代 調査研究活動と関連性がないことは明らかである。	新聞は、調査研究における基本的な情報源であるから、開会時における購読も含めて適法である。なお、議員個人の自宅用については、当然、自費で賄っている。 科目違いはあるが、支出自体は調査研究のための資料購入に基づくものである。また、これらの雑誌は、政策に関する意見等をまとめるうえで極めて重要であり、調査研究活動の一環である。 調査研究活動に必要な資料の印刷用紙代を印刷業者に支払ったものであるし、領収書が個人宛となっているのはJ2が立替払いをしたからである。 パソコンのインクを購入した際の支出であって、政務調査費からの支出は適法である。 所属議員による会議や市民等の面談等の際にコーヒーを出すこともあるから、政務調査費からの支出は認められる。
人件費	(主張なし)	
18年4月の支出	(主張なし)	

5 被告補助参加人 E 関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	◆領収書等のないもの すべて違法である。	
	◆各議員の旅費・交通費 旅費の支給基準の額が不当に高額であること、活動目的の如何を問わず支給されること、領収書等がないこと等から、違法な支出である。 実費に即した旅費相当額のみ政務調査費からの支出が許されるにすぎず、車両の維持整備費用はこれに含まれないし、実費を大きく上回る支出は、日常であって経費ではない。	17年度当時は、a県議会議員の報酬及び費用弁償条例に従い、距離に応じた基準に基づいて旅費や交通費を支給することとしていたほか、18年3月分以外は、月ごとに支給の限度額を定めており、合理性がある（車両取得費、保険料、車検費用その他車両の維持整備に必要な費用も勘案したものである。）。仮にこの基準に合理性がなくとも、20年度以降の基準（37円/km）に基づいて算定した金額分は正当な支出と認めるべきである。 旅費や交通費については、各議員からの走行距離の申告に基づいて計算するよりほかに、領収書を求めることはできない。
	◆通信管理費等 これらは、実質的に手当の支給にほかならず、違法である。 そもそも平成20年度になってはじめて「事務所費」の支出が認められたのであるから、平成17年度の「管理費」の支出は許されない。	（通信管理費（3万円/月）、管理費（2万9000円/月）、資料制作費（2万1000円/月）、資料購入費（3万円/月）） これらは、会派所属の各議員に、およその目安に基づいた上記各金額を支給していたものであり、各議員の責任において支出を行っていたものであって、違法ではない。また、領収書等の添付が義務づけられている20年度におけるこれらの費目の支出が適正であることに鑑みれば、ほぼ同様に支出したと考えられる17年度の支出も適正である。 「事務所費」は平成17年度における「事務費」に含まれていた。

	◆3・4・5期議員県外調査（18年2月6日）、1期議員県外視察調査（18年3月1日）、2期議員県外視察調査（18年3月2日） いずれも領収書があるが、調査研究の具体的活動が明らかでない。当選同期が大人数で温泉地に行っていることからすれば、観光旅行であると疑われる（とりわけ2期議員県外視察は特定の宗教団体が経営する施設の視察であり、調査研究活動ではない。）。 また、内容の乏しい報告書しか作成できていない有様の視察調査について全議員分の旅行費用を政務調査費から支出されることが許されてはならない。 さらに、その支出内容も、実費を大きく上回る支出をしたり、いわゆる高級ホテルに宿泊するなどしており、この点からも、政務調査費からの支出が許されないことは容易に理解できるはずである。	E所属の当選同期議員が伝統的に行ってきた政策勉強会や視察調査の一環であり、調査研究活動である。 3・4・5期議員県外調査は、E本部及びW1大吊橋（I県）を調査し、行財政機構改革についての国の考え方を把握して県政に活かす目的に基づく。1期のそれはT1自動車工場（U県）及びU1工場（V県）を視察し、自動車工場及び電気産業の工場を抱えるA県の課題や問題点を検討する目的に基づく。2期のそれは美術館や農場（W県）等を視察して、A県立美術館建設の是非の議論の一助とする等の目的に基づく。 また、17年度当時、一定額を超える費用は支給しない運用を行っており、この点からも、政務調査費からの支出は適正であった。
	◆県外視察写真現像代（18年3月6日） 写真の現像と調査研究活動に関連性がなく、違法であることが明白である。	上記と同じ。
研修費	◆56分勉強会 全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。	県政の諸問題に関して、各界で活躍している者に講演をしてもらって勉強をすることは、議員の調査研究活動に当たる。
	◆都道府県議会議員研究交流会 議員としての活動であって、調査研究のための活動でないことは明らかである。	議員活動や政策立案をする際、他の地方公共団体の実情や課題への対応をすることは必要不可欠であって、調査研究活動に当たる。
	◆皇室典範勉強会 皇室典範の勉強は県政には無関係であって、県議の調査研究活動として不適切である。	18年当時、皇位継承問題について、A県民を含めた国民の関心が高く、県議会としての対応が政策課題であった。そのために行われた勉強会であるから、調査研究活動である。
会議費	◆領収書等のないもの すべて違法である。	会派所属議員が参加する会議で議論される内容は県政全般に及ぶから、参加者からの意見等を聞くこと自体が議員の調査研究活動である。
	◆18年度予算状況の説明 全議員が参加する県の説明会に議員が出向く旅費は、政務調査費から支出すべきでない。	したがって、原告の主張するものすべてについて、政務調査費から支出することは適正である。
	◆予算要望説明会参加旅費 会派の内部会議であって、調査研究活動でない。	また、議員総会は、調査研究の成果を発表、議論する場であって、調査研究活動の一環をなす。
	◆議員総会参加旅費 いうまでもなく、調査研究活動でない。	
	◆議員定数問題調査会 旅費の支給基準が不当であるから、違法である。	

資料作成費	◆領収書等のないもの すべて違法である。 平成20年度の支出と比較しても、2万1000円の一律支給が適法であるとは認められない。 ◆コピー代、インターネット使用料 議員活動は調査研究活動のみでないから、コピー代やインターネット使用料のうち、調査研究活動に基づく支出は2分の1のみである。 ◆写真現像代 調査研究活動との関係が不明であるから、調査研究活動に基づく支出とすべきでない。	(この費目について明示的主張なし)
資料購入費	◆領収書等のないもの すべて違法である。 平成20年度の支出と比較しても、3万円の一律支給が適法であるとは認められない。 ◆Y1, Z1, A2 Eであれば購読するものだから、調査研究活動でなく、議員ないし党員としての購入であって、事実上、政務調査費の党に対する寄付である。 ◆新聞購読料 市民が通常的生活費から購入する新聞を政務調査費から支出することは違法である。 ◆県職員録 職員録と調査研究活動の関連性が明らかでなく、違法な支出である。 ◆e地区の住宅地図 住宅地図は、選挙活動目的がうかがわれるから、違法である。 ◆議員手帳(18年1月12日) 議員としての活動にかかる費用であって、調査研究活動に基づく支出でない。 ◆E2(18年3月8日) 必要なのは1部ないし数部であり、28部もの支出は認められないから、一部である2550円の返還が必要である。 ◆時刻表 調査研究活動と無関係である。	新聞や雑誌は、その記載内容が広範多岐にわたり、調査研究活動と無関係であるとはいえないから、その購入は適正な政務調査費の支出である。 上記と同じ。 県の行政の執行状況を調査するためには、部局の職員の配属状況及び連絡先を知る必要がある。 住宅地図は、土地の用途や建築物の規制等の政策立案に資する。17年度にe地区のそれを購入したのは、市町村合併により住居表示が変更されたからである。 議員としての活動記録等に必要であり、調査研究活動と密接不可分である。 議員が調査研究活動を行う際の資料文献であるところ、その性質上、議員数分購入することについて合理性がある。 調査研究活動を行う際の計画策定のために必要不可欠であることは自明である。
広報費	(主張なし)	
事務費	◆庁舎使用料 庁舎は、調査研究活動のみならず議員としての活動にも使用されるから、2分の1のみにつき、政務調査費からの支出が許される。	議員活動と調査研究活動は不可分一体であり、後者の側面を有する以上は、全体として調査研究活動としての正当性を有する。 したがって、庁舎使用料は、全額が調査研究活動に関連する支出である。

	◆ファクスリース料，トナー代，Z通話料，I T利用料，文具費 調査研究活動のみならず議員としての活動にも利用されるから，2分の1のみにつき，政務調査費からの支出が許される。	上記と同じく，全額が調査研究活動に関連する支出である。
	◆社会保険協会費 実質的には人件費に属するところ，2分の1のみにつき，政務調査費からの支出が許される。	上記と同じく，全額が調査研究活動に関連する支出である。
	◆郵便代（17年6月9日） 会議資料の送付であり，調査研究活動と無関係である。	上記と同じく，全額が調査研究活動に関連する支出である。 また，会議資料は，会派としての活動内容を各議員に伝えるものであって，各議員はこれに基づいて自らの調査研究活動を行うから，調査研究活動における事務費の一部である。
	◆同（17年7月1日，18年1月5日） 事務職員の労務に関する利用であるところ，2分の1のみにつき，政務調査費からの支出が許される。	上記と同じく，全額が調査研究活動に関連する支出である。
	◆交通費 社会保険のための事務に要したものであって，事務職員の労務のための費用であるところ，3分の1のみにつき，政務調査費からの支出が許される。	上記と同じく，全額が調査研究活動に関連する支出である。
	◆デジタルカメラカードチップ 調査研究活動との関連性が不明であり，資産の形成に当たるから，違法である。	議員が調査研究活動としての視察を行う際に撮影した写真を保存するために必要である。
	◆FAX合意解約金（18年2月2日） リースの更新時期であったとの立証がないし，資産の形成であって経費でないから，違法である。	
	◆複写機（18年2月21日） 資産の形成であって経費でないから，違法である。	複写機は会議資料作成や調査研究活動の報告等に必要不可欠である。
人件費	事務職員は調査研究活動のみならず，それ以外の議員の活動等も補助しているから，2分の1のみが調査研究活動の補助として，政務調査費からの支出が許される。なお，事務職員が調査研究活動専属であることの立証が標記被告補助参加人からされていない。	E県連では，党全体の事務処理を行う補助職員を別に雇用しており，政務調査費から人件費を支出している事務職員は，これとは別の，調査研究活動に関する専属の補助職員である。
18年4月の支出	（主張なし）	
a県総合政策調査会	◆領収書等のないもの すべて違法である。	協議会関係の支出は，すべて適法である（丙E15～22）。 交通費は，適正な調査研究活動が行われれば必ず支出されるから，社会通念上相当な範囲内で認められるべきであるところ，同費用は上記の合理的な基準で支出された。

	◆会長角印作製 調査研究活動とはいえない。	協議会における調査研究活動に付随する事務作業の効率化を図るべく、必要なものである。
	◆県外視察（n県庁、m県庁） 領収書がない分はそれだけで違法であるほか、議員1人で足りる視察であるから、これを超える分の支出は違法であるし、手土産も不要であるから、違法である。	多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。
	◆会長・副会長名の名刺作製 議員の名刺で足り、調査研究活動のために別途必要なものではない。	議員名義のものとは別途協議会の役職が記載された名刺を作製することは、調査研究活動を円滑に行うために必要である。
	◆農林水産振興に係る視察 旅費については、領収書がないほか、議員1人で足りる視察であるから、これを超える分は違法である。したがって、領収書のある分のうち1人分である資料代300円を超える分の支出（自主返戻分3300円を除く。）は全額違法である。	多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。
a県市町村周辺部対策協議会	◆市町村合併による周辺部との諸問題についての視察（o県）（18年1月25、26日） 領収書等がない分はそれだけで違法である。仮に存在しても、議員1人で足りる視察であり、これを超える分は、必要のない土産代を含めて違法である。	多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。
a県私学振興議員連盟	◆領収書等のないもの すべて違法である。 ◆議員連盟総会及びa県私学協会との意見交換会（17年7月6日、17年7月8日） 懇親会も催されているところ、その室料が不明である以上、支出は全額違法である。 ◆写真現像代（17年8月29日、17年9月2日、17年10月5日、17年11月2日、17年11月17日、17年12月21日） いずれも調査研究活動ではない。 ◆私学協会との意見交換会（17年12月16日） 室料は調査研究活動に必要な経費であるが、その余は経費と認められない。	調査先との友好関係を維持し、再度の調査研究活動を円滑ならしめるために必要である。
a県福祉対策協議会	◆領収書等のないもの すべて違法である。 ◆認可保育園との意見交換会（17年10月5日、17年10月13日） 懇親会も催されているところ、その室料が不明であるから、全額違法である。また、写真現像代は、調査研究活動とはいえない。 ◆会長・副会長名の名刺作製（17年11月8日） 名刺は議員活動によるもので足り、調査研究活動に当たって別途必要なものではない。	

	◆福祉施設経営者との意見交換会（１８年３月１０日） 室料は調査研究活動に必要な経費であるが、その余は経費と認められない。	
a県防衛議員連盟	◆領収書等のないもの １８年２月６日付けの白紙の領収書があるタクシー借上代を含めて、すべて違法である。 ◆防音調査（１７年５月１０日） 写真代については、認められない。 ◆副会長名刺作製（１７年５月１６日） 名刺は議員活動によるもので足り、調査研究活動に当たって別途必要なものではない。 ◆「黄色のハンカチ」購入（１７年５月２６日） 実質的に寄付であり、調査研究活動に当たらない。 ◆防衛施設局、防衛庁への要望活動（１７年８月１０日、１７年９月７日） 要望活動は政治活動であって調査研究活動でない。 ◆九州防衛議員連盟連絡協議会総会（１７年９月１６日、１７年１０月５日、１７年１１月１１日、１７年１１月１７日、１７年１２月５日） 調査研究活動との関連が不明であるから、違法である。 ◆議員総会及び説明会（１２月５日） いずれも調査研究活動に該当しない。	議員総会は、調査研究の成果を発表、議論する場であって、調査研究活動の一環をなす。
a県商業観光対策協議会	◆領収書等のないもの すべて違法である。 ◆会長の角印作製（１７年７月８日） 調査研究活動ではない。 ◆都道府県観光産業振興議員連盟会費（１７年１１月１１日） 調査研究活動との関連性が不明であるから、違法な支出である。 ◆r美観地区視察等（１８年１月１６日） 領収書等がないものは、それだけで違法である。仮に存在しても、議員１人の視察で足り、これを超える分の支出は、必要のない土産代を含めて違法である。 ◆１８年３月１９日講演会関係（１８年３月１～２３日） a県商業観光対策協議会の主催であって、議員の調査研究活動とは一切関係がない。	多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。
a県中小企業対策協議会	◆領収書等のないもの すべて違法である。	

	◆中小企業対策における日本経済団体連合会との意見交換会（１７年１２月２１日） 懇親会も含まれているが、その室料が不明であるから、調査研究活動と無関係の写真現像代を含め、全額違法である。	
	◆中小企業県外視察（s）（１８年１月１７日、１８年１月３０日） 議員１人を超える人数での視察の必要性がない。領収書の存在する議員１人分を超える分はすべて違法である。	多数の議員の参加により、視点が多様化し、調査の実が上がる。また、土産代は、社会的儀礼上当然に必要である。
	◆中小企業対策における日本経済団体連合会との意見交換会テープ起こし（１８年３月７日） 議員２３名が出席している協議内容をこの時期にテープ起こしする必要性が不明であるから、違法である。	
a県教育改革推進協議会	講演会参加費用及び書籍代のうち、書籍１冊の代金５０４０円は調査研究活動に基づくものであるが、同講演会はE所属の国会議員の講演会であり、かかる講演会への参加は調査研究活動ではないから、その余の支出は違法である。	

6 被告補助参加人 F 関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費 研修費	いずれの支出についても、領収書が議員宛となっており、会派として支出した裏付けがないから、政務調査費からの支出は全額違法である。	資料がないことのみをもって違法と評価することはできない。また、会派は、政務調査費の支出を裏付ける資料（丙 E 4 5）を提出しこれを積極的に補足する説明をしているから（丙 E 4 8 の 2）、その支出は適正である。 さらに、領収書等の添付が義務づけられている 20 年度におけるこれらの費目の支出が適正であることに鑑みれば、ほぼ同様に支出したと考えられる 17 年度の支出も適正である。
会議費	（対象外）	
資料作成費 資料購入費 広報費 事務費	調査研究費及び研修費に関する主張と同じ。	調査研究費及び研修費に関する主張と同じ。
人件費	事務職員は調査研究活動をしていなかったと考えられるし、仮にしていたとしても 2 分の 1 で按分すべきである。なお、給与が月額 9 万円ではなく 18 万円であったとの供述は信用できない。	事務職員の給与は月額 18 万円であったのを、政務調査以外の活動にも従事していたことから、2 分の 1 で按分した 9 万円を政務調査費から支出していたのである。
18 年 4 月の支出	（主張なし）	

7 被告補助参加人 a 県議会 G 関係の主張

項目	原告らの主張	被告・標記被告補助参加人の主張
調査研究費	◆旅費（市民相談等経費） 県内においては移動のために自家用車の利用の必要性があり、その利用について、移動距離に応じて合理的な費用を政務調査費から支出することは認められる。 しかし、県職員についての旅費に関する条例及び同施行規則（2km未満160円、101km以上は10円/km）に比べても、40円/kmという基準は不当であり、18円/kmが相当である。そのうえ、移動距離の申告が5km単位となっており、その内容が不正確であることや、調査研究活動をしていない日が多い選挙期間中及び調査研究活動でない活動に係る移動について政務調査費から支出されていることにも照らせば、旅費の支出は、その全額について違法である。 そうでなくとも、市民相談には陳情や生活保護・債務整理の相談等政務調査と無関係な活動も含まれていたのだから按分すべきである。	調査研究活動に自家用車を用いた場合、職員等の旅費に関する条例施行規則別表第3を参考に、40円/kmの基準を定め、これに基づいて費用を計上していた。調査研究活動においては、訪問場所が複数に上ることが多く、県職員の場合と異なるから、距離が長くなるごとに単価が逓減するという考え方は採るべきでない。 移動距離の申告が5km単位となっているのは、実際の走行距離数に近似する5の倍数の数を集計の際に用いたことによる。また、選挙期間中や議会開催中であっても、県政に関わる市民相談等の調査研究活動は行っている。 生活保護や債務整理の相談を受けたことはない。
	◆高速代、電車代、駐車場代 領収書等がない。 駐車場代がすべて500円というのは不合理であり、駐車場代といえない。	領収書等がなくとも、証拠書類等たる旅費等精算表がある。 駐車場代は、仮に500円を超えても同額しか支出しない旨定めたことによる。
	◆会合参加経費（17年4月22日、17年4月24日、17年4月26日、各月の懇親会費、各種団体の年会費） 領収書等がない。また、これらは調査研究活動でない。	原告の指摘するものは、すべて団体等からの声を継続的に聞いたり、施策について意見交換をする等の調査研究活動のためのものである。
	◆飲食費・茶菓子代 領収書等がない。 飲食費の支出は、明らかに違法である。	調査研究活動としての市民相談は、議員や相談者の自宅、喫茶店等で行われており、その際、食費や茶菓子代、駐車場代等を基準（自宅における茶菓子代200円/回、県政報告会の茶菓子代100円/参加者1人、その他につき相談件数の2割に対して1400円/回）支出しており、これは、旅費法の趣旨に照らして適法である。
	◆資料代（コピー代） 領収書等がない。また、1回200円との基準も違法である。	県政報告会においては資料等を作成し、これに基づいて説明をしているので、資料作成は調査研究活動の一部というべきであるし、200円を上限とするものであるから、その支出は適法である。

	◆アンテナショップ視察旅費・通信費 領収書等がなく、実質的に手当である。	視察旅費については、証拠書類等として、職員等の旅費に関する条例に基づく基準で算出された旅費請求書（丙H1〔2頁〕）がある。通信費は、1人当たり月額3万円以上であるが、私的使用等が含まれていることを踏まえ、2分の1相当額を政務調査費から支出した。
研修費	◆56分勉強会 全会派・全議員が参加するものであるから、会派としての調査研究活動でないことは一見して明らかである。また、勉強会時の昼食代は、政務調査費からこれを支出する合理性が全くない。 ◆I1購入費 研修費に当たらない。また、領収書が議員個人宛であって会派の調査研究活動に当たらない。 ◆t旅行費 延泊分を除く分は領収書等がない。 また、訪問先がt旅行の定番の観光コースであって、この旅行は観光旅行にすぎず、調査研究活動に当たらない。 ◆予算案説明会出席旅費 領収書等がない。また、報告書添付資料記載の肩書が「党政調役員」等となっており、政党活動であることが明らかである。 ◆I2広報視察費 領収書等がない。	会派の政務調査活動は所属議員の政務調査活動の集積である。この勉強会は、講師を招いて議員に対して行う講習、勉強会であって、調査研究活動である。 I1は地域情報を得るために必要な雑誌である。 上記視察と同様、証拠書類等として旅費請求書がある。また、tでは、t環境文化研修センターが環境保護行政を担っており、その視察をした上、議会において森林環境税等について質疑を行っている。延泊分を除く費用はいわゆるバック料金であって、高額な支出ではない。 政府予算について中央省庁の局長らから説明を受けることは、県議会及び会派の議会内での審議能力を高めるものであるから、調査研究活動である。 証拠書類等として旅費請求書（丙H1〔95頁〕）がある。
会議費	コーヒー代は、調査研究活動と無関係である。	あらゆる情報収集等に専ら利用される議員控室への来客に対して茶菓を提供することは調査研究活動に関連する。
資料作成費	◆コピー代、インターネット使用料 議員活動は調査研究活動のみでないから、コピー代やインターネット使用料のうち、調査研究活動に基づく支出は2分の1のみである。 ◆写真現像代 調査研究活動との関係が不明であるから、調査研究活動に基づく支出とすべきでない。	議会棟内のコピー機は議会活動や政務調査のために専ら利用されているから、全額が調査研究活動に基づくものである。 17年11月28日付けの領収書は県議会公明党宛である。
資料購入費	◆新聞雑誌購入（月額1万5000円） 領収書等がない。手当としての支給である。 ◆新聞購読料 会期中のみの一般紙の購読は、調査研究活動としてされたものではない。	所属議員が自宅で購入する新聞代等は、調査研究活動の基礎的なものとなるから、実費にかかわらず月額1万5000円とした。 新聞の購読が調査研究活動と密接に関連することは明白である。

	◆I1購入費 領収書が議員個人宛であって会派の調査研究活動に当たらない。 ◆事務用品費 資料購入費に当たらない。また、事務用品費に4万円超かかるのは不合理であるから、調査研究活動と無関係の物品購入である。 ◆会派代表印作成費 資料購入費に当たらない。また、調査研究活動との関係が不明であって、調査研究活動に当たらない。	I1の購読が調査研究活動と密接に関連することは明白である。 複数の購入について支払をまとめて行ったために、領収書記載の額が高額になったにすぎない。 会派代表印は、かねてより調査研究活動に必要であると考えていたところ、17年度に購入したものである。
広報費	(主張なし)	
事務費	◆電話使用料 領収書が議員個人宛であり、会派の調査研究活動によるものでない。 ◆切手代(17年4月30日分のみ) 領収書等がない。 ◆文具・事務用品名目の物品購入 17年8月5日(7455円)と18年1月18日(1233円)は、その2分の1につき政務調査費からの支出が認められる。 その余は、不相当に高額であって、具体的な用途が不合理で信用できない以上、政務調査費からの支出は認められない。デジタルカメラやノートパソコンの購入は、いずれも経費とはいえない。	領収書記載の電話番号は、議会棟の議員控室のファクス番号であるから(丙H9)、宛名にかかわらず、会派の調査研究活動に関連する。 議員控室は、市民相談における面談や各議員が収集調査した県民の要望等の情報を会派として共有するための議論、県職員との意見交換等に使用しており、専ら調査研究活動に使用している場所であるから、全額が調査研究活動に関連する支出である。 領収書は紛失したが、調査研究活動に使用した。 複数の購入について支払をまとめて行ったために、領収書記載の額が高額になったにすぎない。また、議員控室の上記利用実態に照らして、全額が政務調査活動に関連する支出である。
人件費	(主張なし)	
18年4月の支出	18年4月5日と10日の支出は、18年度の支出であるから、返還すべきである。	17年度に購入したが、支払が後払になり、18年4月になったにすぎない。